

コミュニケーションボード

筆談希望


●**入場券がありません。**

届いていない
家に忘れた
無くした



●**ご本人様と確認できれば、投票できます。**

住所 氏名 生年月日



●**候補者が分かりません。**



●**記載台に氏名等揭示があります。**

●	▲	●	候補者名
●	▲	●	氏名

氏名等揭示

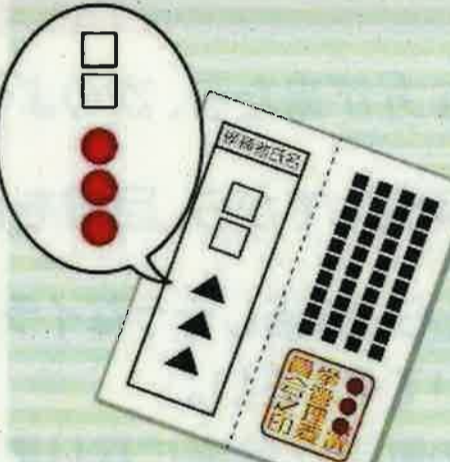
●**字が書けません。**



●**補助者が代筆できます。**



●**書き間違えました。**



●**二重線で訂正してください。**



●**書き方が分かりません。**



衆院選		参院選		地方選挙
小選挙区	比例代表	選挙区	比例代表	知事選・県議選 市町村選挙
候補者名	政党等名	候補者名	または政党等名	候補者名

締めさせたい人にXを

●**トイレはありますか。**



●**トイレは…**

こちらにあります。ご利用ください。

申し訳ありません。トイレはありません。

●**分からないことがあります。相談したいことがあります。**



●**筆談ができます。**

筆談対応できます



耳マーク

とうひょうしえん 投票支援カード

しせんきよかんりいいんかい
つくば市選挙管理委員会

とうひょう てつだ ひつよう かた か にゅうじょうけん
投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて入場券と
いっしょ とうひょうじよ
一緒に投票所の係員に渡してください。

あなたがしてほしいことをえらんでください。

とうひょうようし か だいひつ
投票用紙に代わりに書いてほしい(代筆してほしい)。

そのほかのてつだ かに
そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

[]

れい こえ ゆうどう
(例) ・声をかけてゆつくりと誘導してほしい。

て あんない
・手をつないで案内してほしい。

こうほしゃめい よ
・候補者名を読んでほしい。

つか
・コミュニケーションボードを使ってほしい。

だいいりとうひょう 代理投票とは

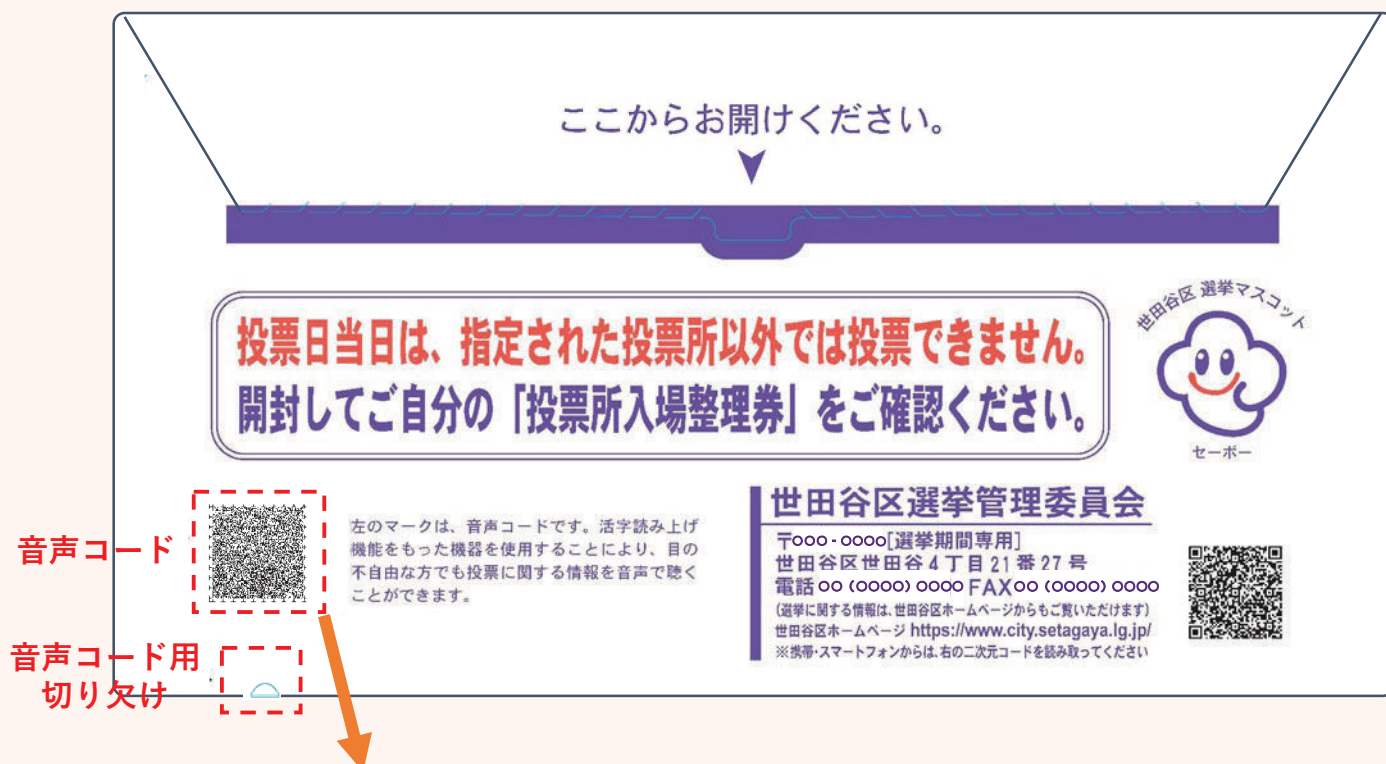
びょうき た じじょう とうひょうようし もじ か かた か
・病気やケガ、その他の事情によって投票用紙に文字を書くことができない方に代
わり、とうひょうじよ かかりいん ほんにん しじ だいひつ
投票所の係員がご本人の指示どおりに代筆します。

ほんにん か とうひょうじよ かかりいん とうひょうようし か ほうりつ みと
・ご本人の代わりに、投票所の係員が投票用紙に書くことは法律で認められ
ています。

とうひょうじよ かかりいんいがい かぞく どうこうしゃ か か
・投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。

投票所入場券における視覚障害のある方に対する配慮について

■ 音声コードを付して全世帯に配布している例：東京都世田谷区（令和4年参院選）



～音声読み上げ内容～

- ・世田谷区選挙管理委員会から、参議院議員選挙のお知らせをお送りしました。
- ・宛名、世帯員全員分の投票所入場整理券、期日前投票所案内チラシなどが同封されています。
- ・投票日当日の投票時間は午前7時から午後8時までです。
- ・仕事、用事などの理由で、投票日当日に投票所行けない見込みの方は、期日前投票または不在者投票をご利用ください。
- ・期日前投票の受付は、公示日翌日から投票日前日の土曜日までは、区役所第3庁舎3階ブライトホールで、投票日1週間前の日曜日から投票日前日の土曜日までは、各まちづくりセンターで、いずれも午前8時30分から午後8時まで行っています。
- ・各投票所において新型コロナウイルス感染症対策を行っています。マスクの着用や咳エチケット、来所前後の手洗い、周りの方との間隔の確保にご協力ください。投票所に鉛筆を持参し、投票用紙に記入することも出来ます。
- ・また、投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボードを用意しています。ご希望の方は、投票所係員にお申し出ください。
- ・疾病などにより、ご自分で投票用紙に書くことが出来ない方は、お申し出により、投票所係員が代筆します。なお、投票の秘密は堅く守られます。
- ・投票日や期日前投票期間、その他の詳細につきましては、世田谷区ホームページの音声読み上げサービスをご利用いただくか、世田谷区選挙管理委員会にお問合せください。
- ・電話番号は、〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。ファックス番号は、〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。
- ・世田谷区ホームページは、<https://www.city.setagaya.lg.jp/>です。

○つくば市都市公園条例

昭和63年6月23日
条例第122号

目次

第1章 総則(第1条)

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準(第1条の2—第1条の6)

第2章 都市公園の管理(第2条—第14条)

第3章 雑則(第15条—第19条)

第4章 罰則(第20条—第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園及び公園施設の設置基準並びに都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25条例12・全改)

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

(平25条例12・追加)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平25条例12・追加)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の3 次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げる場所によりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例12・追加)

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(平25条例12・追加)

出典: つくば市HP「つくば市の条例・規則」つくば市都市公園条例

つくば市の住民1人あたりの公園面積

2024/8/1現在

地区	公園の数(か所)※1	公園の面積(m ²)※1	住民(人)※2	公園1か所あたりの公園面積(m ² /か所)	住民1人あたりの公園面積(m ² /人)
つくば市全域	366	2,556,976	257,741	6,986	9.921
高見原1丁目	8	1,355	2,053	169	0.660
高見原2丁目	2	301	1,409	151	0.214
高見原3丁目	4	1,869	892	467	2.095
高見原4丁目	0	0	737		0.000
高見原5丁目	1	97	478	97	0.203
高見原全体	15	3,622	5,569	241	0.650
明神	1	130	279	130	0.466
高崎	0	0	1,448		0.000
天寶喜	0	0	191		0.000
城山	4	3,938	938	985	4.198
高見原及び隣接地区	20	7,690	8,425	385	0.913

出典

※1……つくば市HP「つくば市都市公園一覧」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsubukoen_shisetsuka/gyomuannai/5/1001694.html>内「都市公園・緑地一覧
(Excelファイル)」、「都市公園以外の公園・緑地一覧(Excelファイル)」より(2024年12月11日閲覧)

※2……つくば市HP「令和6年度行政区別人口表」<<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/joho/jinkohyo/20506.html>>内「令和6年(2024年)8月(Excelファイル)」より(2024年11月25日閲覧)

※1※2を元に川田作成

資料 6

川田青星議員 令和 6 年第 2 回定例会12月定例会議 一般質問資料

ジョグパトビブス写真



正面



背面

川田撮影